

小金井市いじめ防止基本方針

令和7年1月14日 小 金 井 市
小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理

的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、

「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有

(ロ) 関係機関、専門家等との相談・連携

(ハ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項

(イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項

(ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び家庭に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (イ) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (ロ) 身体に重大な被害を負った場合
- (ハ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (ニ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織

に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。